



2010 年 4 月 12 日
株式会社 JR 東日本ウォータービジネス

ダイドードリンコも Suica 自販機の導入を始めます！

～「改札を通るスピードで、飲み物が買える。」 Suica 自販機 マチナカへ～

- JR 東日本グループの(株)JR 東日本ウォータービジネス(東京都渋谷区:代表取締役社長 田村修、以下ウォータービジネス社)は、JR 東日本と連携し、Suica 自販機をマチナカに広げています。具体的には、アサヒ飲料(株)、(株)伊藤園、大塚製薬(株)、キリンビバレッジ(株)、サントリーフーズ(株)(以上 50 音順)の各メーカーが、ウォータービジネス社と契約を締結し、Suica 自販機の導入を開始しています。
- この度新たに、ダイドードリンコ(株)(大阪府大阪市:代表取締役社長 高松 富博)もウォータービジネス社と契約を締結し、準備出来次第 Suica 自販機の導入を開始することになりました。
- ウォータービジネス社は、自販機をもっと便利に、そしてもっと魅力的にするために、飲料メーカー様と共に Suica に取り組んで参ります。

※ Suica は JR 東日本の登録商標です。

◆ Suica 自販機とは？

Suica や PASMO を読み取り機にタッチするだけで、飲み物をスピーディーに買うことが出来る、大変便利な自販機です。

◆ 「改札を通るスピードで、飲み物が買える。」

Suica 自販機で飲み物を買うには、

- ① 欲しい飲み物をボタンで選択
- ② Suica を読み取り機にタッチ

するだけ。

もう、自販機の前で小銭を探す必要はありません。

Suica 自販機の使い方



◆ Suica 以外の交通系 IC カードも使えます。

Suica 自販機では、Suica の他、PASMO を始めとした各種交通系 IC カードも使えます。Suica 以外のカードも、是非ともご利用ください。



以下の電子マネーもご利用いただけます



ご利用いただけます



※PASMOは(株)バスモの登録商標です。/KitacaはJR北海道の登録商標です。/TOICAはJR東海の登録商標です。/ICOCAはJR西日本の登録商標です。SUGOCAはJR九州の登録商標です。/nimocaは西鉄の登録商標です。/はやかけんは福岡市交通局の登録商標です。

Suica 自販機(マチナカ)告知ステッカー

